
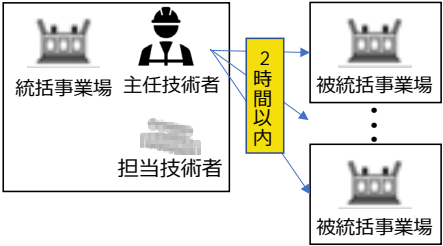
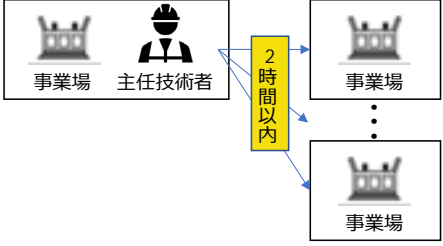
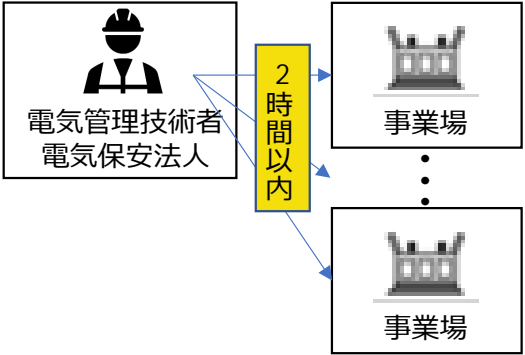


# 構成員提言の 参考資料集

# 電気主任技術者の選任形態（自家用電気工作物）

選任形態	自社選任	外部選任	外部委託
選任対象	設置者又は自社の従業員等	外部委託会社又は派遣法に基づく派遣	個人又は法人
常駐/非常駐	常駐		非常駐
事業場数など	<p><b>原則事業場ごとに1人（“専任”）</b> であるが、以下の①、②の場合、複数設備の管理が可能</p>  <p>①統括 発電所を管理する事業場（非統括事業場）を直接統括する事業場（統括事業場）に主任技術者を選任</p> <p><b>【条件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非統括事業場は6箇所以内</li> <li>・電圧170kV未満の風力、太陽電池、水力発電所</li> <li>・事業場に2時間以内に到達可能</li> <li>・自社選任</li> <li>・遠隔監視装置等により常時監視</li> </ul>  <p>②兼任 常駐の事業場以外の事業場に主任技術者を選任</p> <p><b>【条件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・兼任できる事業場は6箇所以内</li> <li>・電圧7kV以下</li> <li>・事業場に2時間以内に到達可能</li> <li>・規則第53条第2項第5号の頻度に準じて点検</li> </ul> 	<p>電気管理技術者（個人事業者）又は電気保安法人に保安業務を委託。以下の条件に基づき、複数設備の管理が可能</p> <p><b>【条件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・換算値※が33点未満（一般的に事業場50～60箇所程度）</li> <li>・電圧7kV以下（発電所の場合、出力制限あり）</li> <li>・事業場に2時間以内に到達可能</li> <li>・規則第53条第2項第5号の頻度で点検</li> </ul> <p>※電気工作物の規模や点検頻度により算出</p> 	

# 電気主任技術者の監督可能な範囲

○電気主任技術者免状の区分ごとに監督をすることができる事業用電気工作物の範囲は以下のとおり。

区分	対象設備	監督可能な電気工作物	電気工作物の具体例
第1種 電気主任技術者	事業用電気工作物 ・発電設備 ・送配電設備 ・受電設備 など	全ての事業用電気工作物	大手電力会社が保有する ・送電線、変電所 ・大型の発電所 など
第2種 電気主任技術者		電圧17万V未満の事業用電気工作物	・特別高圧の自家用発電設備 ・特別高圧の大規模な工場 など
第3種 電気主任技術者		電圧5万V未満の事業用電気工作物（出力5MW以上の発電所を除く）	・高圧※の発電設備（5,000kW未満） ・高圧※のビルや工場、コンビニ など  ※電圧5万V未満の特別高圧の設備も監督可能

# 電気主任技術者の選任形態ごとの点検方法、頻度など

- 主な発電所、需要設備の電気主任技術者の選任形態ごとの巡視、点検及び検査の方法、頻度は以下のとおり
- 兼任及び外部委託の場合、電気事業法施行規則第53条第2項第5号の頻度に基づき点検を実施

区分		専任 (原則)	統括 (原則)	兼任又は外部委託 (緩和)			
				月次点検		年次点検	
設備		方法、頻度	方法、頻度	方法	頻度	方法	頻度
				太陽電池 発電所	受変電設備を除く	主任技術者の判断	
受変電設備のみ、信頼性の高いもの	主任技術者の判断		現地点検		5か月に1回以上	現地点検	1年に1回以上※1
受変電設備のみ、通常のもの	主任技術者の判断		現地点検		隔月に1回以上	現地点検	1年に1回以上
風力発電所	—	主任技術者の判断※2		現地点検	毎月1回以上	現地点検	1年に1回以上※2
水力発電所	電気設備	主任技術者の判断		現地点検	毎月2回以上	現地点検	1年に1回以上※1
需要設備	100kVA以下の信頼性の高いもの	主任技術者の判断	—	現地点検	隔月に1回以上	現地点検	1年に1回以上※1
	信頼性が高く、低圧回路の絶縁監視が可能なもの	主任技術者の判断	—	遠隔点検（令和2年度措置、3か月に1回は現地点検）	毎月1回以上	現地点検	1年に1回以上※1
	通常のもの	主任技術者の判断	—	現地点検	毎月1回以上	現地点検	毎年1回以上

※1：信頼性が高く、かつ、電路の絶縁や接地抵抗などの点検が1年に1回以上行われている場合、停電による点検は3年に1回以上とすることが可能

※2：定期事業者検査は、通常、3年に1回以上行う必要あり

# 発電方式ごとの監視方式

- 電気事業法では、発電方式ごとに監視方式（一部、巡回も認められている）が決められている。
- 内燃力発電やガスタービン発電は、出力に応じて、随時監視制御方式や随時巡回方式が認められているが、汽力発電は出力等によらず、常時監視制御又は遠隔常時監視制御が求められている。

	常時 監視方式※1	遠隔常時 監視制御方式※2	随時 監視制御方式※3	随時 巡回方式※4
汽力を原動力とする発電所（LNG火力発電、バイオマス発電など）	○	○ (令和2年度措置)	—	—
水力発電所	○	○	○	○（2MW未満のみ）
風力発電所、太陽電池発電所	○	○	○	○
地熱発電所	○	○	○	—
内燃力発電所（コージェネレーションシステム、バイオガス発電など）	○	○	○	○（1MW未満のみ）
ガスタービン発電所	○	○	○（10MW未満のみ）	○（10MW未満のみ）
燃料電池発電所	○	○（圧力0.1MPa未満など）	○（圧力0.1MPa未満など）	○（圧力0.1MPa未満など）

○：認められている方式      —：認められていない方式

※1：技術員（設備の運転又は管理に必要な知識及び技能を有する者）が発電所又はこれと同一の構内において常時監視を行う方式

※2：技術員が制御所に常時駐在し、発電所の運転状態の監視又は制御等を行う方式

※3：技術員が必要に応じて発電所に出向き、運転状態の監視又は制御等を行う方式（火災等が発生した場合には、技術員へ警報する装置を設置。電圧は170kV以下）

※4：技術員が適当な間隔において発電所を巡回し、運転状態の監視を行う方式（異常が生じても一般送配電事業者には支障を与えない設備。電圧は170kV以下）

# 海外の規制体系

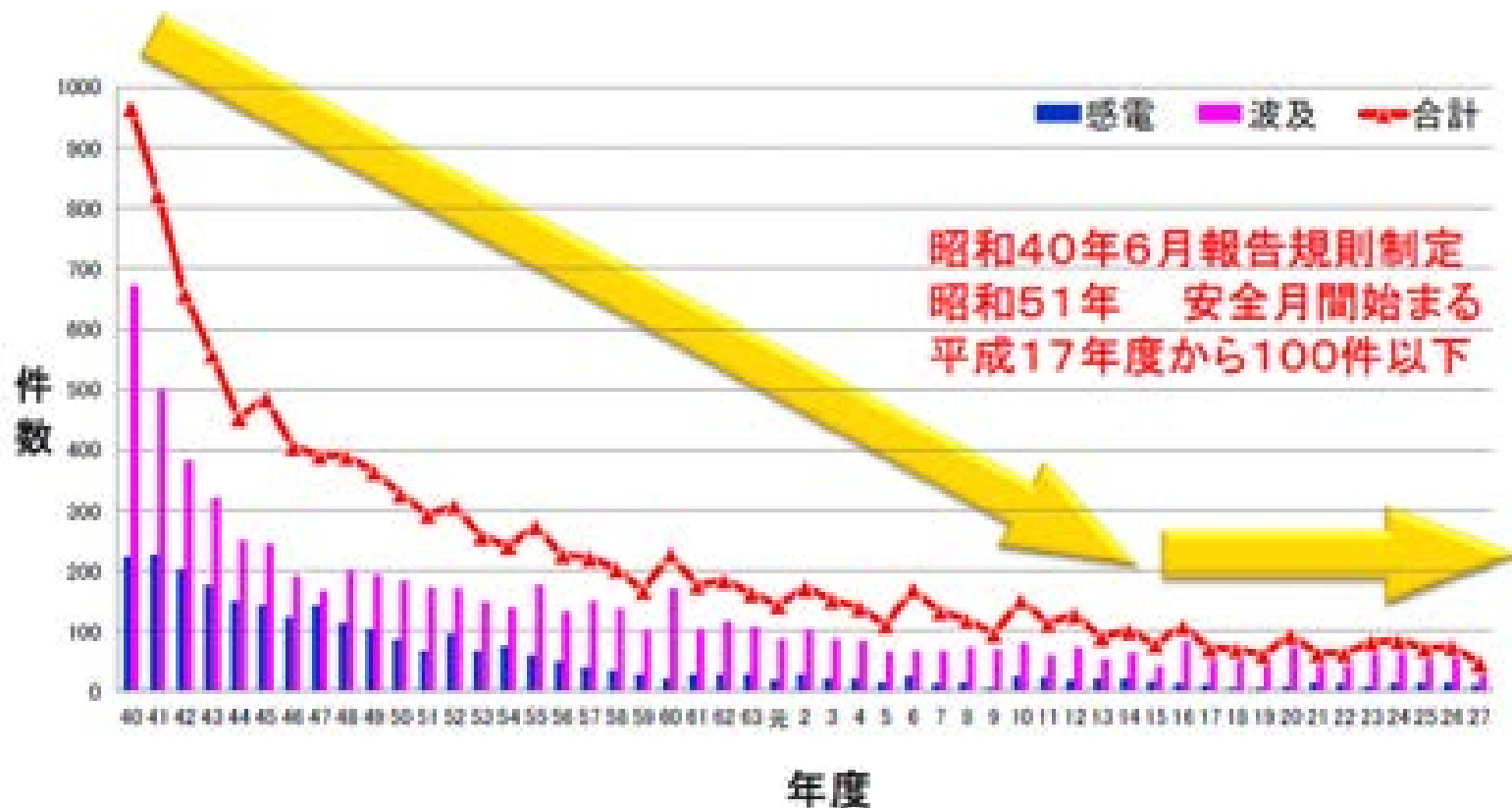
項目	日本	米国（カリフォルニア州）	英国	ドイツ
主任技術者の配置	必要	不要	不要（多くの場合、事業者や運用者は、設備の管理責任者として、コンピテント・パーソン（能力あるもの）に安全管理業務を委託し、コンピテント・パーソンが設備の定期検査の方法や頻度を決定）	不要
点検方法・頻度など	<ul style="list-style-type: none"> <li>○法定検査</li> <li>・ボイラーやタービン等は、定期検査を義務付け</li> <li>○法定検査以外</li> <li>・主任技術者が専任、統括の場合は、点検方法・頻度などは主任技術者の判断で決定</li> <li>・主任技術者が兼務、外部委託の場合は、具体的な実施方法や点検頻度などを義務付け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・50MW以上の発電所は、General Order-167に記載された保守・運転基準に準拠して保守計画を作成し、実行することを義務付け（点検頻度等が定量的に決められているわけではない）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボイラーや圧力容器等は、圧力システム安全規則等により保守内容を義務付け</li> <li>・発電又は配電事業者は、常識的に見て可能な限り十分な頻度で定期点検することを義務付け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボイラーや圧力容器等は、産業安全衛生規則（BetrSichV）で定期点検を義務付け</li> <li>・洋上風力発電事業者は、連邦海上水路庁（BSH）により、4年に1回の定期検査を義務付け</li> <li>・上記以外は、公式に認定された専門機関により点検や試験を行うことを義務付け</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済産業省は、必要に応じて事業者への立入検査を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CPUC（カリフォルニア州公益事業委員会）は、定期的に事業者の監査を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所轄大臣が任命する有能かつ公平な「電気検査官」が定期的又は特別な場合に事業者が所有する設備に対する検査・試験や調査等を実施</li> </ul>	

出典：平成27年度電気設備保安制度等検討調査（電気設備の保安技術の高度化に関する在り方の調査・検討）報告書  
[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11279723\\_po\\_000029.pdf?contentNo=1&alternativeNo=](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11279723_po_000029.pdf?contentNo=1&alternativeNo=) をもとに作成

# 取り巻く環境の変化（電気事故の発生状況）

○昭和40年に電気事業法が施行され、電気主任技術者制度や自家用電気工作物の自主保安体制が確立された。その後、規制当局を含めた電気保安関係者の努力による保守管理技術の進歩や設備の品質向上などにより、電気事故は大幅に減少している。

中部近畿産業保安監督部近畿支部管内の電気事故

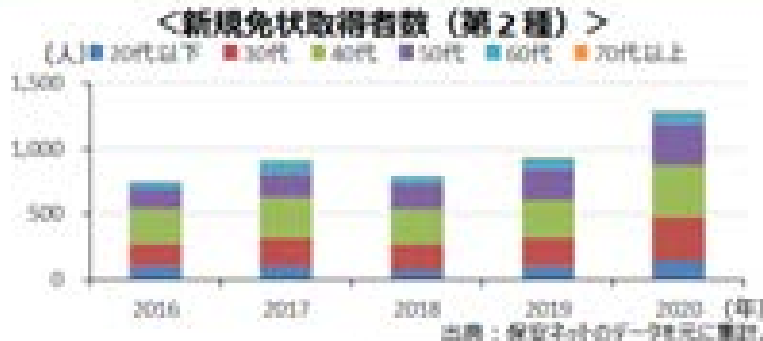


# 取り巻く環境の変化（電気主任技術者の現状）

○再エネ設備の増加や主任技術者の高齢化による退職などから、特に第2種電気主任技術者の確保が困難となる可能性

## 第2種電気主任技術者の現状

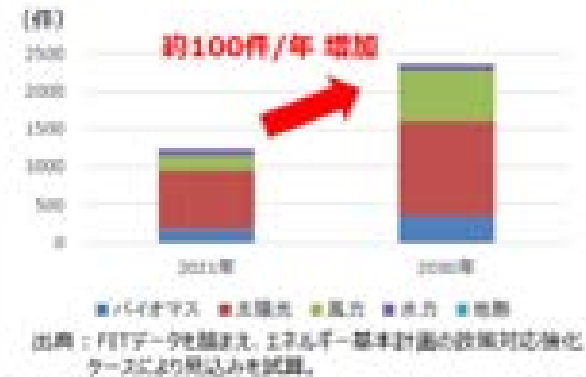
- 第2種電気主任技術者は、主に中規模の発電設備（5,000kW以上）や大規模工場等の電気工作物を監督。
- 第2種電気主任技術者の新規免許取得者数は、足元での試験問題の変更により合格者数が増加し、今後も毎年1,000～1,300人程度で推移する可能性。
- エネルギー基本計画に基づいて試算すると、今後の再エネ発電設備の増加は約100件/年。一方、実際の入職者数は毎年300～400人程度。高齢者の退職も踏まえれば、電源立地の多様化に伴う山間僻地等における再エネ設備の導入において主任技術者の確保が困難となる可能性。



✓ 受検者へのアンケート結果によれば、合格者の約3割が本資格を就職等に活用<sup>※</sup>。したがって実際の入職者数は300人～400人程度と推計。

※ 第2種電気主任技術者試験のアンケート（受検者）において、受検総数のうち約3割が資格が必要な職種に就いている（就くことになった）ためと回答

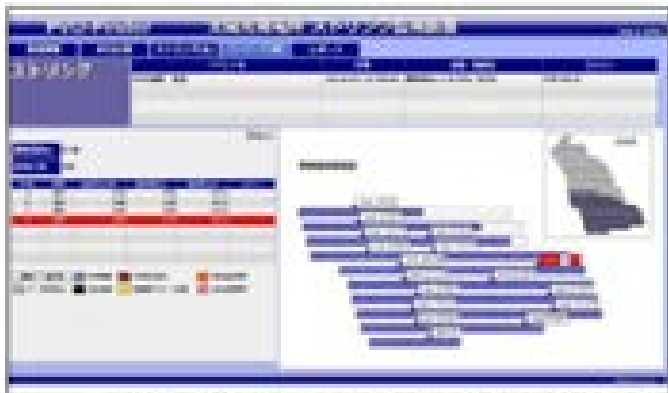
## ＜再エネ設備件数（第2種関係）＞





# 取り巻く環境の変化（テクノロジーの進展）

No.8 太陽電池：発電設備の遠隔監視			
設備区分：	太陽電池	技術区分：	遠隔監視
保安対象：	太陽電池発電設備		
概略概要：	設備の異常を発生初期段階、または予兆段階で把握する。		
保安上の効果：	<ul style="list-style-type: none"><li>故障・劣化したモジュール等の計画的、または迅速な補修による、設備の電气的な事故の防止。</li><li>故障・劣化したモジュール等の計画的、または迅速な補修による、設備利用率の向上や電力供給の安定化。</li><li>広大な太陽電池発電所における異常モジュール等の特定による、現場での保守管理業務の省力化。</li></ul>		
概要：	ストリングスやPCSの状態（出力など）を遠隔で常時監視し、取得データに対して関係管理やAIの活用を含む高度な分析を行うことで、モジュール等の設備の故障・劣化を発生初期段階、または予兆段階で把握する。これにより、設備の電气的な事故を未然に防ぐだけでなく、迅速な対応や計画的な補修が可能となるため、設備利用率が向上し電力供給の安定化も期待できる。現在、多種の遠隔監視システムが提供されており、より高い異常判定精度をもつ分析手法や、AIを活用した異常予兆検知技術の開発等も進んでいる。		



オーナム株式会社「太陽光発電インフラントモニタリングシステム PV-Finder」<http://www.onamba.co.jp/?p=691>

## 第4回インフラメンテナンス大賞 優秀賞

案件名：  
**パネルの半導体特性を活用した、太陽光  
発電設備のメンテナンス技術**

代表団体名：  
**株式会社日立製作所 ほか**

太陽光発電設備の計画発電量維持には建設費の約1割の保守費がかかり、普及妨げの一つになっている。パネルの故障判定精度が低く、対策が過剰なためである。本技術では、太陽電池における光と電気特性を表す式を適用し、パネル自体をセンサとして使う新発想により、0.05%変動（従来10%）での故障判定が可能となり、家庭用からメガソーラまで、最適なメンテナンスの立案・実行を提供できる。メガソーラの故障判定精度の向上により、パネル管理費を1/10に低減するとともに、計画発電量に対して1.1倍の発電出力が維持できた。



経済産業省「第4回インフラメンテナンス大賞」  
<https://www.meti.go.jp/press/2020/11/10/20201110001117001/20201110001117001.pdf>  
<https://www.meti.go.jp/press/2020/11/10/20201110001117001/20201110001117001.pdf>

# 取り巻く環境の変化（テクノロジーの進展）

No.13 需要設備：設備の遠隔監視			
設備区分：	需要設備	技術区分：	遠隔監視
保安対象：	需要設備（自家用電気工作物）		
機能概要：	電流・電圧等の計器表示値の遠隔監視や温度等のセンサによる設備状態の遠隔監視によって、設備の異常を早期に検知する。		
保安上の効果：	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備状態の常時監視による、異常の早期把握、電気事故の更なる低減。</li> <li>現地点検を遠隔での点検で代替することによる、保安業務における移動時間の削減、及び点検業務の迅速化。</li> </ul>		
概要：	<p>電気主任技術者等が行っている、業務ビルや工場に設置される需要設備の現地での点検を、電流・電圧等の計器表示値の遠隔監視や温度等のセンサによる設備状態の遠隔監視によって代替する。遠隔で取得するデータに対して閾値管理等の常時監視を行うことで、異常の早期把握が可能となり電気事故の更なる低減が期待できる。また、現地点検を代替する場合には、需要設備の保安業務において多くの時間を占めている移動時間の削減も期待できる。</p> <p>需要設備では、既に低圧部分の絶縁常時監視が普及しているが、監視項目を拡充した高度な遠隔監視システムの開発や実装も進んでいる。また、官民が連携して、保安水準を維持・向上させながら現地点検を遠隔で代替可能なキュービクルの検討も進んでいる。</p>		

電力使用状況の監視サービス  
「1日30分毎の電力使用や電力量の異動等検出、合理的な検察計画を設定」

遠隔常時監視システム(主装置：RS SYSTEM)  
「監視項目：全停電 即時電圧低下 電圧別の異常 電圧別の表示異常 電力使用状況など」

オンライン点検システム  
(タブレット式電気点検機)  
「遠隔にて各種計器の点検を可能に」

日本テック株式会社  
 会社ホームページ「電気保安管理」  
<https://www.n-techno.co.jp/service/security.html>

スマート保安の実施例

業務ビル（自家用電気工作物）

総務省 国土交通省 国土政策推進局 保安・防衛を担う製造業等分野 電力安全委員会 電気保安人研修センター  
 共同開発 株式会社NTTデータグループ  
 フォーカルグループ(共同)「電気保安人研修センターの検討状況について」  
[https://www.meti.go.jp/shingikai/safety\\_security/hoan\\_giho/denryoku\\_anzen/hoan\\_giho/004.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/safety_security/hoan_giho/denryoku_anzen/hoan_giho/004.html)  
[https://www.meti.go.jp/shingikai/safety\\_security/hoan\\_giho/denryoku\\_anzen/hoan\\_giho/pdf/004\\_04\\_04.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/safety_security/hoan_giho/denryoku_anzen/hoan_giho/pdf/004_04_04.pdf)  
 ※ 資料提供：株式会社NTTデータグループ

# 取り巻く環境の変化（テクノロジーの進展）

No.14 その他：タブレット端末・スマートグラスの活用			
設備区分：	電力設備全般	技術区分：	デジタル端末
保安対象：	—		
機能概要：	タブレット端末やスマートグラス等のデジタル端末を活用し、記録のデジタル化や情報の即時共有を行う。		
保安上の効果：	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ タブレット端末にて点検記録を即時に電子化することによる、レポートの作成等の省力化。</li> <li>・ タブレット端末にて現場点検の際に過去の点検記録等を任意に呼び出せることによる、保安水準の向上。</li> <li>・ スマートグラスにて現場の状況を遠隔の事業所と共有しアドバイス等を受けられることによる、保安水準の向上。</li> </ul>		
概要：	<p>点検の記録を、紙ではなくタブレット端末への入力に代替する。これにより、点検記録表作成及び保存等の事務処理時間を削減することが出来る。また、設備データの事前登録や、点検対象機器に貼り付けたQRコード等をタブレット端末のカメラで読み込み点検様式や過去の点検記録などを呼び出すといった運用を行うことで、円滑かつ保安水準の高い現場点検が実現できる。現場点検において作業者がスマートグラスを装備することで、現場の状況を遠隔の事業所にいる技術者と共有することが出来る。これにより、経験の少ない作業員でもアドバイスを受けながら質の高い点検や事故対応を行うことが出来る。また、遠隔の事業所にいる技術者は、複数の現場の作業員に対して効率的にノウハウを継承することが出来る。</p>		



月次点検

太陽光発電所の巡回・点検

関東電気保安協会「電気と保安 No.546」  
[https://www.kdh.or.jp/pdf/safe/es2018\\_03\\_04.pdf](https://www.kdh.or.jp/pdf/safe/es2018_03_04.pdf)



関西電力送配電株式会社「更なる効率化に向けて～スマートグラスの活用～」  
<https://www.facebook.com/kanden.jp/photos/pcb.4183419388354029/4183418701687431/?type=3&theater>  
 (資料提供：関西電力送配電株式会社)

# 経済産業省における取組（高度な保安力を有する者）

## 「高度な保安力を有する者」に対する規制のあり方

- 産業保安基本制度小委員会「最終とりまとめ」<sup>※1</sup>では、「テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者」に対する認定制度を創設し、**画一的な個別・事前規制から、行政によるチェック機能の担保策を講じた上で、自己管理型の保安への移行が求められたところ。**
- 一方、現行の電気事業法では、設置者組織の検査体制や保守管理体制を確認する**安全管理審査が存在。**「高度な保安力を有する者」を認定する際の基準については、安全管理審査のうち、特に高度な保守管理を行う事業者への評価である**システムSの要件をベースとしつつ、さらに求めるべき追加的事項を検討していく。**

※1 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 産業保安基本制度小委員会 最終的まとめ（令和3年12月1日）

### <「高度な保安力を有する者」の認定基準（現行の安全管理審査システムSとの比較）>

	「高度な保安力を有する者」の認定基準	安全管理審査システムS
①経営トップのコミットメント	コンプライアンス体制の整備、コーポレート・ガバナンスの確保	要求なし※1
②高度なリスク管理体制	【 <b>全社・関連組織単位</b> 】 ・継続的な検査体制 ・継続的な保守管理体制 ・高度な運転管理 ・有事の際の措置 等	【 <b>組織単位</b> 】 ・検査体制 ・保守管理体制 ・高度な運転管理 等
③テクノロジーの活用	認定基準において、採用することが必要となるテクノロジー（水準）を一定の幅で示し、事業者の中で事業実態に見合ったテクノロジーを採用。	高度な運転管理においてI・D等活用する場合、その体制についても審査
④サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応	電力制御システムセキュリティガイドライン等※2	

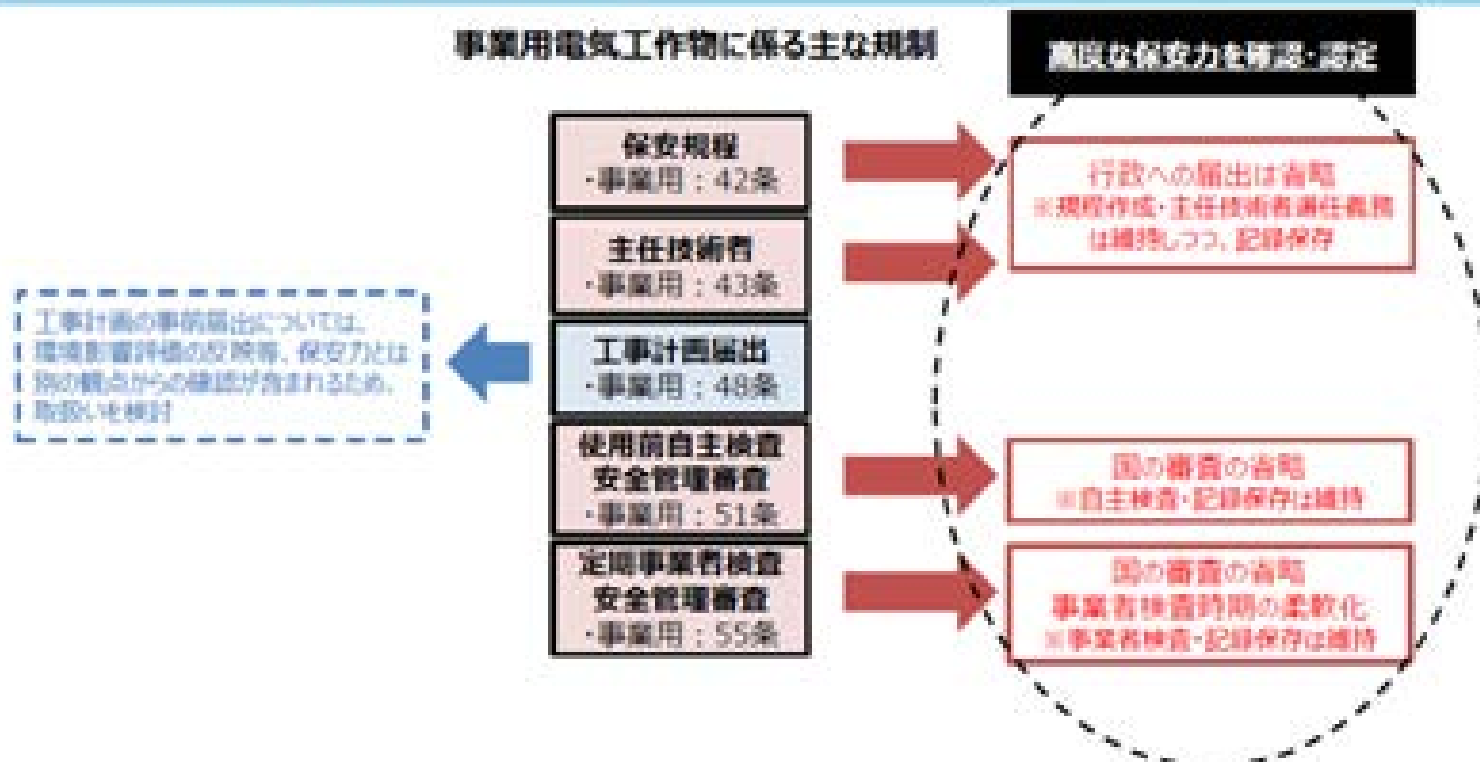
※1：電気事業者に対しては、保安管理において、保安管理責任者のための体制（総務課の関与も含む）について記載を要す。（施行規則第24条第2項第1号）

※2：電力設備に関する保安基準を定める省令（第1条の2において、「一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業及び発電事業の用に供する電気工作物の運転を管理する電子制御装置について、サイバーセキュリティの確保が図られている。」）

# 経済産業省における取組（高度な保安力を有する者）

## 電気事業法上の行政手続の特例

- 「高度な保安力を有する者」として認定を受けた者については、現行の保安規制における行為規制は維持しつつ、届出等の行政手続は簡略化し、より自主性を高めることが適切。
- 具体的には、電気事業法に基づく事業用電気工作物に係る設備変更の手続や規程・人員に関する手続、国の審査については、届出等の手続の不要化や自己管理型の検査等を幅広く許容することを検討（記録保存義務は維持）。



# 経済産業省における取組（高度な保安力を有する者）

## 現行の安全管理審査制度

- 現行の電気事業法では、**事業用電気工作物の設置者は、使用前及び運転開始後の一定期間ごとに当該設備の技術基準への適合性等を自主的に検査し、かつその検査体制について国又は登録審査機関による審査を受けることを義務づけ。**
- **保安管理に関する十分かつ高度な取組を継続している設置者については、複数の事業用電気工作物を一括して受検することも可能（システム安全管理審査）。**
- 「高度な保安力を有する者」に係る認定制度の導入にあわせ、現行のシステムS・A・Bの区分も整理・集約。

＜システム安全管理審査の検査項目＞

項目	システム			個別
	S	A	B	
法定事業者検査	○	○	○	○
継続的な検査体制の構築・維持	○	○	○	
日常の保守管理(運転管理・日常点検・定期点検)	○	○	-	-
運転状況(温度/圧力超過、振動)	○	○	-	-
運転状況(事故対応、再発防止)	○	○	-	-
高度な運転管理	○	-	-	-

＜システム安全管理審査と定期事業者検査周期との関係＞

組織区分	分類	定期事業者検査周期	
		ボイラー	蒸気タービン
システム	S	6年	
	A	4年	4年
	B	2年	
個別			

# 「デジタル原則」構造改革のためのデジタル原則の全体像

- 「包括的データ戦略」（令和3年6月）にて提示された7層のアーキテクチャを参考に、デジタル社会の実現に向けた構造改革のための5つの原則を整理。

第7層 新たな価値の創出		改革を通じて実現すべき価値 (デジタル社会を形成するための基本原則：①オープン・透明 ②公平・倫理 ③安全・安心 ④継続・安定・信頼 ⑤社会課題の解決 ⑥迅速・柔軟 ⑦包摂・多様性 ⑧浸透 ⑨新たな価値の創造 ⑩飛躍・国際貢献)	
アーキテクチャ		構造改革のためのデジタル原則（案）	
第6層 業務改革・BPR/組織	原則① デジタル完結・自動化原則	書面、自視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること 国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。	
第5層 ルール	原則② アジャイルガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス)	一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。	
第4層 利活用環境	原則③ 官民連携原則 (GtoBtoCモデル)	公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。	
第3層 連携基盤	原則④ 相互運用性確保原則	官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを楽しむことができるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。	
第2層 データ	原則⑤ 共通基盤利用原則	ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。	
第1層 インフラ			

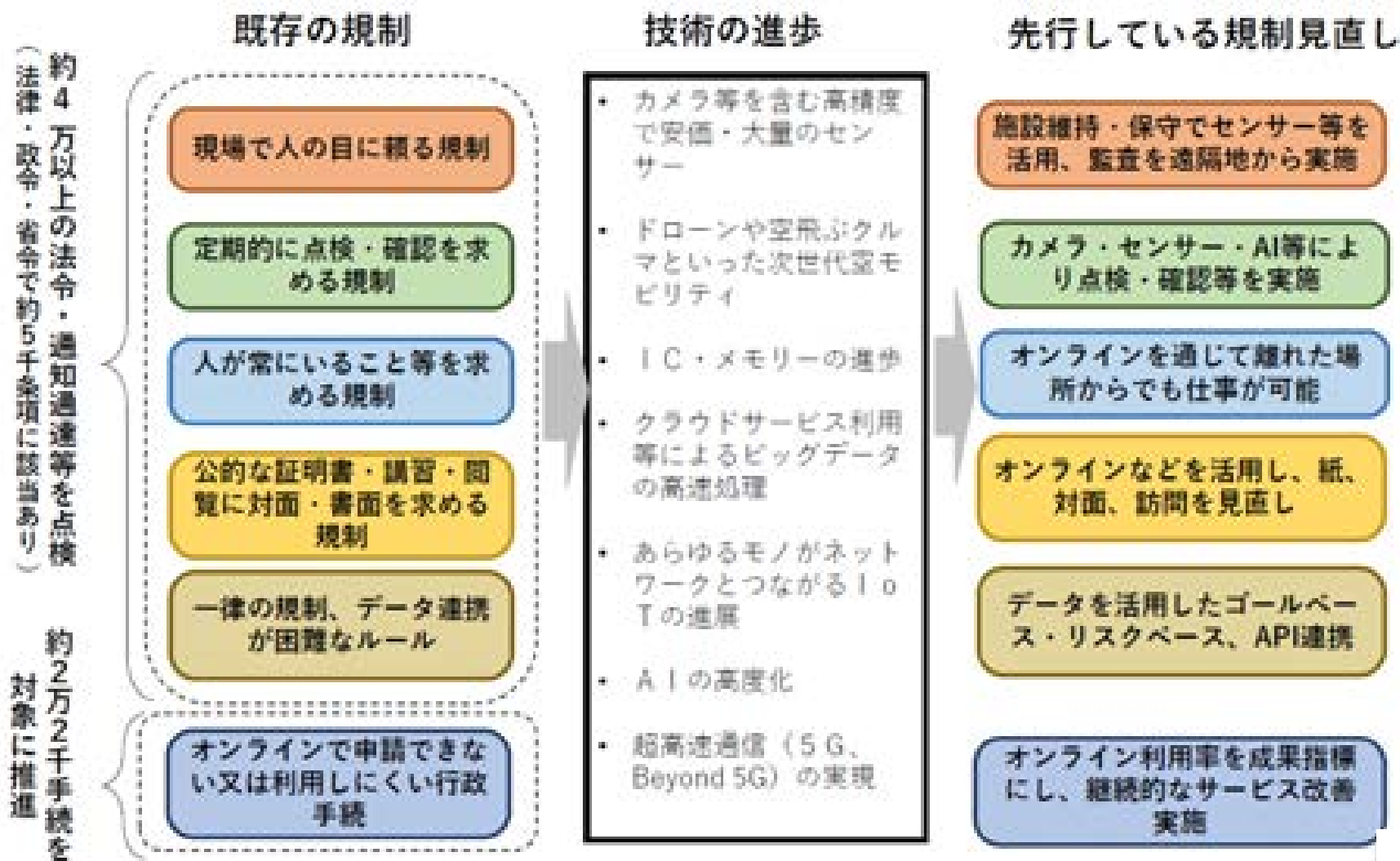
# 「デジタル原則」構造改革のためのデジタル原則の点検の方向性

デジタル技術の更なる進展も見据えた点検の方向性

<p><b>①デジタル完結・自動化原則</b></p>	<p>①-1 紙の介在（書面、原本等）を見直し、申請・通知のデジタル化を基本とするとともに、行政内部のデジタル化を徹底すること</p> <p>①-2 人の介在（対面、常駐、資格者配置、拠点設置、目視、立入等）を見直し、点検等の遠隔実施、自動化・機械化等の最大限のデジタル化を基本とすること</p> <p>①-3 ルールをデジタルデータ化し、可能なものはアルゴリズム化することにより、機械判読可能な形で提供すること</p>
<p><b>②アジャイルガバナンス原則</b> (機動的で柔軟なガバナンス)</p>	<p>②-1 一律の様式、手法や基準（定期点検・検査等）を撤廃し、求める性能のみ規定することでリアルタイムモニタリング等の技術活用によるコンプライアンス確保を基本とすること</p> <p>②-2 資格要件としての学歴、経験や体制整備等に関する一律基準を撤廃して精緻化し、技術力やデジタルリテラシーによる代替を認めること</p> <p>②-3 AI時代の安全管理手法を見直し、モニタリング・制御ソフトウェア導入、ログ保存、事故原因究明協力等の制度を整備すること</p> <p>②-4 AI時代の事故責任分担について法制度・保険制度・公的救済等を含めた一体的な仕組みを整備すること</p>
<p><b>③官民連携原則</b> (GtoBtoCモデル)</p>	<p>③-1 行政サービス提供に際しベンチャーなどの民間企業のUI/UXやサービス活用を基本とすること (GtoBtoC)</p> <p>③-2 公共・準公共サービスのデータ基盤はAPIを公開することを基本とすること</p> <p>③-3 マルチステークホルダーによるガバナンス（第三者認証、監査、共同規制、自主規制等）の導入を拡大すること</p>
<p><b>④相互運用性確保原則</b></p>	<p>④-1 書式・様式を撤廃してデータモデル化し、システム間のデータ再利用を基本とすること</p> <p>④-2 API公開・接続義務等によりシステムを疎結合化・簡素化し、ロックインを回避すること</p> <p>④-3 域外適用、非対称規律解消、課徴金・制裁金の実効性確保等により国内外のイコールフットディングを確保すること</p> <p>④-4 国際規格への準拠、国、地方公共団体、準公共間におけるルールの整合性を確保すること</p>
<p><b>⑤共通基盤利用原則</b></p>	<p>⑤-1 IDを含むベースレジストリを特定し、その参照・利用を徹底すること</p> <p>⑤-2 目的外利用規制を整理することで、システム間のデータ再利用を可能とすること</p> <p>⑤-3 標準データ様式や調達仕様等は共通モジュールを再利用すること</p> <p>⑤-4 法令用語・タクソノミー（分類）の統一を図ること</p>



# 「デジタル原則」構造改革のためのデジタル原則を踏まえた制度・規制を見直す考え方 ～先行取組の横展開～



# 住宅瑕疵担保履行法の概要

## 住宅瑕疵担保履行法の概要

【公布】平成19年5月30日

【施行】下記2. 及び3. については平成20年4月1日、下記1. については平成21年10月1日

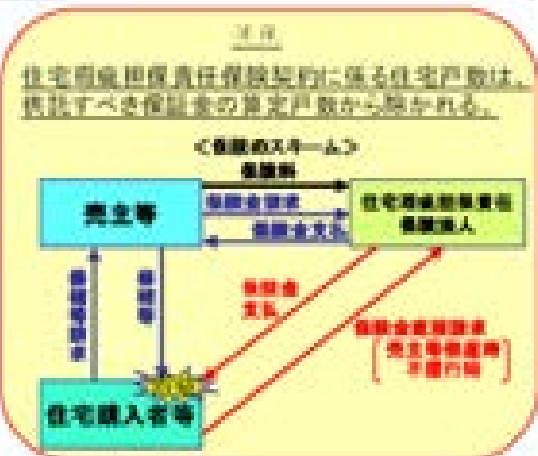
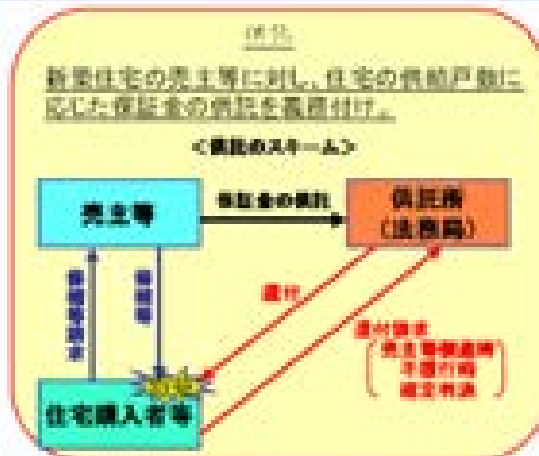
住宅の品質担保の促進等に関する法律の規定により建設業者及び宅地建物取引業者が負う新築住宅に係る瑕疵担保責任の履行の確保等を図るため、建設業者による住宅建設瑕疵担保基金の供託、宅地建物取引業者による住宅販売瑕疵担保基金の供託、住宅に係る瑕疵担保責任の履行によって生ずる損害をてん補する一定の保険の引受けを行う住宅瑕疵担保責任保険法人の指定等について定める。

**新築住宅**：建設業者及び宅地建物取引業者（新築住宅の売主等）は、住宅品質担保法に基づく10年間の瑕疵担保責任を負う。  
（構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分）

構造計算書偽造問題

新築住宅の売主等が十分な資力を有さず、瑕疵担保責任が履行されない場合、住宅購入者等が極めて不安定な状態に置かれることが明らかとなった。

### 1. 瑕疵担保責任履行のための資力確保の義務付け



### 2. 保険の引受主体の整備

瑕疵の発生を防止するための住宅の検査と一体として保険を行うため、国土交通大臣が新たに住宅瑕疵担保責任保険法人を指定する。

### 3. 紛争処理体制の整備

住宅瑕疵担保責任保険契約に係る住宅の売主等と住宅購入者等の紛争を迅速かつ円滑に処理するため、紛争処理体制を拡充する。

新築住宅の売主等による瑕疵担保責任の履行の確保

住宅購入者等の利益の保護